

(案)

## 事業所データの提供等に関する覚書

全国健康保険協会（以下「甲」という。）が実施する生活習慣病予防健診受診勧奨事業について、甲の作成した勧奨対象事業所リスト（以下「事業所データ」という。）の提供を契約機関名 契約者名（以下「乙」という。）が受ける場合において、必要な事項に関し、甲及び乙との間で、次のとおり覚書を取り交わすこととする。

### （目的）

第1条 乙は甲が作成した事業所データをもとに、生活習慣病予防健診受診勧奨業務を着実に実施することとする。

### （対象事業所及び提供項目等）

第2条 甲が乙に提供する事業所データは、甲の加入事業所のうち生活習慣病予防健診の受診勧奨を要する事業所のデータとする。

2 甲が提供する事業所データは、記号、事業所名称、事業所所在地、事業所電話番号、健診対象者数等の基本記録のみとする。

### （提供方法等）

第3条 甲は、事業所データを、電子媒体（CD-R）により乙に提供するものとする。なお、電子媒体の授受に当たっては特定記録郵便にて行う。また、乙は提供された電子媒体は受診勧奨業務が終了し次第、特定記録郵便にて速やかに返却するものとする。

### （目的外使用の禁止）

第4条 乙は、対象者データについて、第1条に基づき実施する生活習慣病予防健診の受診勧奨にのみ使用するものとし、目的外の使用を禁止する。

### （秘密保持）

第5条 乙は、甲から提供を受けた事業所データを機密として保持し、第三者に開示または漏えいしてはならない。

### （有効期限）

第6条 この覚書は、契約締結の日から令和8年3月31日まで効力を有する。

### （協議事項）

第7条 本覚書に定めのない事項または本覚書各事項の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

(案)

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲：仙台市青葉区中央4-4-19  
全国健康保険協会 宮城支部  
支部長 青柳 直志

乙：